- 1. 件名:日本原燃(株)における使用前事業者検査の実施方針について
- 2. 日時: 令和3年10月25日 13時30分~14時30分
- 3. 場所:原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官 舘内主任原子力専門検査官、小野原子力専門検査官 核燃料施設等監視部門

服部上席監視指導官、赤澤主任監視指導官、横塚技術研究調査官 核燃料施設審査部門

古作企画調査官、上出安全審査官

日本原燃(株)品質保証部 部長 他6名

5. 要旨

- 〇日本原燃(株)は、令和3年7月14日に改訂2として提示した「使用前事業者 検査の実施方針」について、現在までの検討状況を踏まえ再度改訂することとなったことから、変更簡所について資料に基づき以下のとおり説明があった。
 - ・施設の現状を踏まえた耐圧・漏えい検査の実施方法を別紙7として新たに追記 した。
 - ・埋込金物及び支持構造物の健全性は設備の健全性と併せて確認することとした。
 - ・検査方法の選定の考え方において、低サイクル疲労、中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ及び2相ステンレス鋼の熱時効を想定する必要がない理由を追記した。
 - ・腐食を考慮する容器等の検査方法に板厚評価方法及び余寿命評価方法を追記 した。
- ○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
 - ・別紙7の耐圧・漏えい検査の方法とは別に基本設計方針の「耐圧試験等」のただし書きの方法があるとのことだが、検査方法として体系的に整理した上で、設工認の基本設計方針や工事の方法での記載事項を整理すべきものであり、まずは検討している検査方法の関係性と対象設備を明確にし、別紙7及び表2の記載内容を整理すること。
 - ・検査方法の選定の考え方については、設計及び工事の計画の認可の申請に基づいた考え方となっているか整理すること。

- ・腐食を考慮する容器等の板厚評価方法については、記載の出典を明確にすると ともに、設計上の腐食速度補正係数の設定の考え方及び検査時の評価で用い る係数との関係性を整理すること。
- ・腐食を考慮する容器等の板厚評価は、使用前事業者検査及びその後の余寿命評価において実施されることから、保守管理を考慮した代表機器の選定の考え方を整理すること。
- ・本日の質問事項については、次回の面談で回答すること。
- ○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料:「使用前事業者検査の実施方針」変更前後表